

# 西脇市地域クラブ

## 募集要領

子どもたちの「やりたい！」を地域で支える  
新しい活動を始めませんか

令和7年 11月

西脇市教育委員会

## 1 趣旨・目的

少子化の進行や教職員の働き方改革などを背景に、中学校の部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで西脇市では、子どもたちが将来にわたり、質の高い多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を地域全体で整えるため、新たに地域クラブ活動を始めることといたしました。

この趣旨にご理解いただき、子どもたちの新たな活動の受け皿となる地域クラブを募集します。

## 2 募集する地域クラブの概要

項目	内容
活動内容	『西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」に関する基本方針』（令和7年2月策定）に基づき、スポーツ・文化活動を実施する。
活動種類	・既存の学校部活動にある種目 ・既存の学校部活動にない新たな種目、活動
参加対象者	西脇市立中学校の生徒（卒部後の生徒を含む）
活動場所	原則として、市内の学校施設や社会教育施設、西脇市教育委員会が適当と認める施設
活動時間	休日は1日あたり3時間程度を上限とし、平日実施時は2時間程度とする。効率的かつ計画的に活動に努めること。
休養日	休日は原則週1日以上を休養日とし、平日活動を行う場合は週1以上の休養日を設ける。
活動期間	認定日から当該年度の3月31日までとし、毎年度更新制とする。年度途中での変更がある場合は教育委員会に報告し、承認を得ること。

## 3 応募資格

応募団体は以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 代表者は、20歳以上の者であること。
- (2) 2名以上で組織すること。
- (3) 活動の安全を確保するため、常時1名以上の指導者が現場において指導及び監督を行うこと。
- (4) 会費は、活動の維持運営に必要な範囲で低廉な額を設定し、その額及び用途を明示して徴収すること
- (5) 会計帳簿を備え付ける（5年間保管）など、透明性を担保すること。
- (6) 特定の政治団体若しくは宗教団体を支持し、又はこれらに反対するための活動を行わないこと。
- (7) 生徒及びその保護者に対して、営利を目的とした販売活動を行わないこと。

- (8) 参加者の心身の健康状態、施設及び設備の安全を常に確認し、活動中における事故の未然防止に努めること。
- (9) 発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を修得し、適切な指導を行うこと。
- (10) 体罰、暴言、ハラスメント等の参加者の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。
- (11) 参加者及び指導者等の全員が、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」）が指定し、又は推奨する傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- (12) 事故又はこれに類する緊急事態が発生した場合は、直ちに応急手当、救急要請その他必要な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を当該参加者の保護者及び教育委員会に報告すること。
- (13) 活動上知り得た個人情報適切に管理すること。
- (14) 指導者は、教育委員会が示す基本要件及び専門要件を満たすこと。
- (15) 指導者は、3年に1回以上、教育委員会が指定する継続研修を受講すること。

#### 4 応募方法

##### (1) 提出書類

- ア 西脇市地域クラブ認定申請書（様式1）
- イ 西脇市地域クラブ認定要件確認書兼誓約（同意）書（様式2）
- ウ 西脇市地域クラブ人員体制報告書（様式3）
- エ 年間活動計画書（活動方針、活動時間、休養日、参加対象者等が分かるもの）（任意様式）
- オ その他教育委員会が必要と認める書類（保険加入証明書など）

##### (2) 提出方法

教育委員会生涯学習課へ電子メールで提出してください。電子データでの提出を推奨しますが、困難な場合は郵送・持参でも構いません。

#### 5 募集締切等

- (1) 実証事業に参加して、地域クラブ活動を行う場合
  - ア 締切り 令和7年12月26日（金）
  - イ 結果通知 令和8年1月中旬
- (2) 実証事業に参加せずに、地域クラブ活動を行う場合
  - ア 締切り 令和8年3月31日（火）
  - イ 結果通知 令和8年1月中旬以降、随時

#### 6 選定方法・結果通知

- (1) 提出書類を基に審査を行い、必要に応じて面談（ヒアリング）を実施します。
- (2) 面談は教育委員会職員及び関係者が行い、活動方針、運営体制、

安全管理などを確認します。

- (3) 審査結果はすべての応募団体に文書で通知します。
- (4) 選定に関して異議申し立てはできません。

## 7 実証事業のスケジュール

- (1) 実証事業開始：令和8年8月（予定）
- (2) 実証事業終了：令和9年3月（令和9年度の中学3年生の最後の大会や発表会等までは実証事業を継続する予定）

## 8 実証事業における特例

- (1) 実証事業に参画される団体には、実証事業期間中は、指導者への報償、施設利用料、保険料を教育委員会が負担します。
- (2) 報償は1人1時間あたり1,600円とし、月ごとに精算します。

## 9 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、必要に応じて複製または情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (3) 提出書類に虚偽があった場合は認定を取り消すことがあります。
- (4) 応募に要する経費は応募者の負担とします。
- (5) 活動内容が目的から逸脱した場合、市は認定を取り消すことがあります。
- (6) 西脇市地域クラブの認定に関する規程を熟読の上、申し込みください。

## 10 申込み先及び問い合わせ先

西脇市教育委員会 生涯学習課

〒677-8511 西脇市下戸田128-1

電話：0795-22-3111

E-mail：manavita@city.nishiwaki.lg.jp

※受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日・祝を除く）

## 11 参考資料

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4（2022）年12月）
- (2) 西脇市の「休日の学校部活動の地域展開」に関する基本方針（令和7（2025）年2月）

